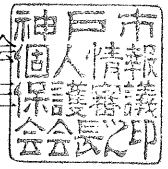




答 申 第 8 2 4 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

神 戸 市 教 育 委 員 会
教 育 長 長 田 淳 様

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神 戸 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 1 1 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 令 和 2 年 3 月 2 6 日 付 け 神 教 委 経 第 4 2 0 1 号 に よ り 諮 問 の あ り ま し た 下 記 の 事 項 に つ い て、 次 の と お り 答 申 し ま す。

記

神 戸 市 立 高 等 学 校 に お け る 生 徒 の 学 習 活 動 に か か る
進 路 指 導 業 務 等 支 援 サ ー ビ ス の 利 用 に つ い て
(条 例 第 1 1 条 「 電 子 計 算 機 処 理 の 制 限 」 に 関 し て)

- 1 進路指導業務等支援サービスの実施に当たり、新たに e ポートフォリオに氏名、生年月日等の情報項目を追加することは、進路指導の効率化が図れるなど、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市立高等学校における
生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスの利用について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 824

1. Japan e-Portfolio

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・通学校
- ・電話番号
- ・メールアドレス

■ポートフォリオ

- (生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録, 探究活動の記録)
- ・授業, 課題, 定期考査, 作品
 - ・部活動 (日常活動, 大会, コンクール等)
 - ・生徒会活動, 委員会活動
 - ・文化祭, 体育大会, 修学旅行, 校外学習, その他学校・学年行事・学級での取組み
 - ・ボランティア, 留学・海外経験, フィールドスタディ, 研究室訪問, 文化・芸術活動, スポーツ活動, その他学校以外の学習活動
 - ・保持資格・検定
 - ・表彰・顕彰記録

■提出先大学情報

- ・提出先大学
- ・入試区分

2. 進路指導業務等支援サービス

(※学習情報蓄積サービスから、進路指導業務等支援サービスへ名称変更)

※下線は追加または変更項目

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・通学校
- ・メールアドレス
- ・生年月日
- ・性別

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録, 探究活動の記録)

- ・授業, 課題, 定期考査, 作品
- ・部活動 (日常活動, 大会, コンクール等)
- ・生徒会活動, 委員会活動
- ・文化祭, 体育大会, 修学旅行, 校外学習, その他学校・学年行事・学級での取組み
- ・ボランティア, 留学・海外経験, フィールドスタディ, 研究室訪問, 文化・芸術活動, スポーツ活動, その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録
- ・学習記録 (教科別学習時間・学習内容)
- ・模擬試験結果
- ・希望進路

※令和2年4~9月までは, 周知の事実や万が一漏洩しても支障のない情報に限定

■Webテスト・ドリル

- ・取り組み状況
- ・解答の正誤

■学校からの一斉通知

- ・生徒の登下校に関する連絡
- ・学校行事や学年行事の予定・報告
- ・その他日々の学校状況に関する連絡

■生徒アンケート (記名)

- ・授業の理解度・到達度
- ・学校改善に資する事柄

■保護者アンケート（記名）

- ・学校改善に資する事柄

■保護者への連絡

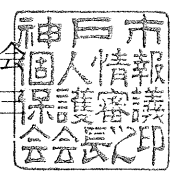
- ・面談の日程調整などの簡易な連絡



答 申 第 8 2 5 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、令和2年3月26日付け神教委経第4201号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスから Japan e-Portfolio へのデータ連携に伴う電子計算機の結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 市立高等学校で運用する e ポートフォリオと一般社団法人教育情報管理機構が運営する Japan e-Portfolio との間で、電子計算機の結合を行い、生徒の大学入学者選抜試験の出願に利用することは、Japan e-Portfolio の利用を必要とする大学があることから、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等
支援サービスから Japan e-Portfolio へのデータ連携に伴う
電子計算機の結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別紙
答申 825

1. 進路指導業務等支援サービスから Japan e-Portfolio への連携データ

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・通学校
- ・電話番号
- ・メールアドレス

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録, 探究活動の記録)

- ・授業, 課題, 定期考査, 作品
- ・部活動 (日常活動, 大会, コンクール等)
- ・生徒会活動, 委員会活動
- ・文化祭, 体育大会, 修学旅行, 校外学習, その他学校・学年行事・学級での取組み
- ・ボランティア, 留学・海外経験, フィールドスタディ, 研究室訪問, 文化・芸術活動, スポーツ活動, その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録